

## 濃厚接触者の待機期間及び外出自粛要請への対応

項目		従前（島根県の対応）	変更後（R4.7.22事務連絡）
濃厚接触者の待機期間	社会機能維持者以外の濃厚接触者	7日間（8日目解除）	① 5日間（6日目解除） ② 2日目・3日目の検査で陰性を確認した場合、3日目に解除可能 ③ <u>医療従事者、介護従事者、障がい者支援施設等の従事者、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・義務教育学校(前期課程)・特別支援学校及び放課後児童クラブの従事者は、</u> 毎日検査で陰性を確認すること等の国が示す要件※を満たす場合に限り、待機期間中も業務に従事可能 ④ 7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策の徹底を求める
	社会機能維持者	①原則7日間（8日目解除） ② 4日目・5日目の検査で陰性を確認した場合、5日目に解除可能 ③ <u>医療従事者、介護従事者（入所系）、障がい者支援施設等の従事者（入所系）</u> は、毎日検査で陰性を確認すること等の国が示す要件※を満たす場合に限り、待機期間中も業務に従事可能	

※国が示す要件（R4.7.26一部改正事務連絡）

- 他の従事者による代替が困難な従事者であること
- 新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目）を実施済みであること（2回目から6か月以上経過していない場合は、2回目の接種後14日間経過していること）
- 無症状であり、毎日業務前にPCR検査又は抗原定量検査（実施困難な場合は抗原定性検査キットも可）を行い、陰性が確認されていること
- 濃厚接触者である従事者の業務を、所属の管理者が了解していること
- 高齢者施設、障がい者支援施設等にあっては、外部からの応援職員の確保が困難であること。また、感染制御・業務継続支援チーム等により、従事者の健康状態の確認や検査、感染拡大防止対策の実施体制が確認されていること